

令和5年度寒河江市さがえ未来人材育成支援事業補助金 Q&A

【派遣事業】

Q 1	派遣事業は、どのような事業が対象になりますか？
A 1	社会課題や企業課題などの解決を目指す取り組みが対象となります。なお、交付決定事業者については、審査要領に基づいた審査の上決定しますが、必要に応じて、事業計画の内容についてヒアリングさせていただく場合があります。
Q 2	社会課題や企業課題とは、どのようなものですか？
A 2	「ゼロカーボン」や「DX」などをはじめとする社会課題、企業が新しい分野へ参入する際の技術的な課題等を指します。
Q 3	補助対象期間の上限は、連続する2年間と2年度間のどちらになりますか？
A 3	派遣開始から連続する2年間が補助対象期間の上限となります。例えば、令和5年4月1日から派遣する場合は、令和7年3月31日までが対象となります。 なお、申請は、全体計画について令和5年度に行う必要がありますが、進捗状況の報告とあわせ、令和6年度、令和7年度も再度申請が必要です。
Q 4	2年間の派遣期間終了後、引き続き同一社員を派遣する場合も対象となりますか？
A 4	対象にはなりません。同一内容の研修については、正規従業員1名につき一度が限度となります。ただし、全く別の社会課題等の解決を目的に新たに派遣する場合は、同一社員でも対象となる場合があります。
Q 5	2年間の派遣期間で、派遣正規従業員を変更することはできますか？
A 5	1つの申請の対象となる派遣正規従業員は1名です。申請時点で、1名派遣の契約としていただく必要があります。 また、交付決定後の派遣正規従業員の変更は認められませんので、変更の時は交付決定が取り消されます。
Q 6	来年度の募集予定はありますか？
A 6	来年度の募集予定について、現時点で申し上げることはできません。

【研修事業】

Q 1	どのような研修が対象になりますか？
A 1	自社の経営力や技術力の向上を図るための人材育成を目的とした研修が対象となります。社会人スタートアップ研修やマナーアップ研修などは対象となりません。
Q 2	研修期間は何日間まで対象となりますか？
A 2	1日から3か月間未満の研修が対象です。
Q 3	2回以上に分けて実施する研修も対象となりますか？
A 3	年度内に完了するものであれば、対象となります。
Q 4	研修に参加する人数に制限はありますか。
A 4	人数制限はありませんが、参加者については、受講者名簿等で報告いただく必要があります。